

いじめ防止基本方針

時津町立鳴北中学校 いじめ防止基本方針

本校では、「いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為である。」との考えのもと、教育活動全体を通して、すべての生徒に「いじめは絶対許されない」との理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

また、家庭・学校・地域社会（「家・学・社」）が連携・協働しながらいじめ問題を克服することを目指す。

1 基本方針で目指す子ども像

- いじめは絶対許されないとの認識を持った生徒
- 自他の存在を認め合い、尊重し合える生徒
- 思いやりを持って、他者と円滑にコミュニケーションをとれる生徒

2 対策組織（いじめ対策委員会等、組織について）

- 「いじめ対策委員会」
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学年担当、スクールカウンセラーによる対策委員会を設置。年度当初及び必要に応じて開催する。
- 「生徒指導委員会」
校務分掌の生徒指導担当職員により週1回、生徒の情報交換を行う。
- 「特別支援委員会」
管理職、特別支援コーディネーター、特別支援学級担任、養護教諭、相談員、学年担当により週1回、生徒の情報交換を行う。

3 PTA・関係機関及び地域との連携について

- 三者面談やPTA活動、部活動保護者会等、あらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。
- 学校便り等を通じた適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深める。
- 学校警察連絡協議会を定期的で開催するなど、関係機関との連携を十分に深めておく。

4 防止・早期発見・措置の手立てについて

(1) 教職員の取組（計画）

防止	○ 生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる学校の雰囲気づくり。 ○ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり。 ○ 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進。
早期発見	○ 「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうる」との認識を持ち、全教職員で生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につける。 ○ 生徒指導委員会等で気になる生徒の情報を共有し、初期対応について共有認識を持って対応する。
措置	○ いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、全教職員の共通理解の下、速やかに組織的に対応する。 ○ 被害生徒を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然たる態度で加害生徒を指導する。その際、形式的な謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(2) 児童生徒の取組（計画）

防止	○ 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、いじめを許さない集団づくり。 ○ 自他の存在を認め合い、尊重し合える集団づくり。 ○ 生徒会活動を通して自己指導能力を高める。
早期発見	○ 学校・保護者・関係機関（大人）へのいじめについての相談をする。 ○ 生徒の活動として、いじめを相談できる体制づくりに努める。
措置	○ いじめられた側もいじめた側もいじめを無くすという強い意志を持ち、正確な情報提供に努める。 ○ 傍観者は自らも当事者の一人であることに気付き、素直に反省する。

(3) 保護者の取組（計画）

防止	○ 子どもの頑張りを認め、自己肯定感を高める家庭教育に努める。 ○ 子どもの交友関係に関心を持ち、把握に努める。 ○ 「ならぬことはならぬ」という態度を示し、毅然とした指導に努める。 ○ やむを得ず携帯電話等の利用を認める場合は、放任せず、ルールを設定した上で正しく活用させる。
早期発見	○ 「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうる」との認識を持ち、全教職員で生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につける。 ○ 生徒指導委員会等で気になる生徒の情報を共有し、初期対応について共有認識を持って対応する。
措置	○ いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、全教職員の共通理解の下、速やかに組織的に対応する。 ○ 被害生徒を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然たる態度で加害生徒を指導する。その際、形式的な謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

◎ 調査・情報共有の視点

- ・ いつ頃から
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校、教職員がどのように対応したか